

# 企業におけるプライバシー・サイバーセキュリティとの統一的対応（最終回）

弁護士

渡邊涼介 Ryoosuke Watanabe

弁護士

山岡裕明 Hiroaki Yamaoka

連載企画／

弁護士 渡邊涼介・弁護士 山岡裕明

## I プライバシーとサイバーセキュリティとの統一的対応

### 1 統一的対応の必要性

本連載第1回（本誌76巻4号）で記載したとおり、サイバーセキュリティはパーソナルデータを含む電子データを守る技術的手段である。

そうだとすれば、企業法務においてプライバシーとサイバーセキュリティとを別個独立した概念とした関係として考えるのではなく、相互に有機的に関連する関係として統一的に捉えるべきである。

こうしたプライバシーとサイバーセキュリティとの関係については、以下の点からも見て取れる。

#### (1) 情報漏えい時の法的責任の考え方

サイバーインシデントにより漏えい等が生じ、個人が漏えい元に対してプライバシー侵害に基づく損害賠償請求（民法709条）をする場合、サイバーセキュリティ対策が十分であったかは、主に過失の有無に関する争点として問題となる<sup>1</sup>。

一般に、過失とは予見可能性を前提とした結果回避義務違反とされるところ、過失があるかの判断に当たっては、①当時の技術水準からサ

イバーインシデントの発生を予見することができたか、②サイバーセキュリティ対策が十分であったかが主な争点となる。

サイバーセキュリティ対策が十分であったかについては、対象となるプライバシー情報の性質や量、取扱主体の性質などが影響を及ぼす。漏えい元が、大規模プラットフォーム事業者であるなど、多様かつ大量のプライバシー情報を取り扱っている場合には、特に高いレベルの対策を求められることになる。

これに対して、債務不履行に基づく損害賠償請求（民法415条）では、サイバーセキュリティ対策が十分であったかは、主に「債務」の内容を判断する際に問題とされる。この際にも、契約内容に加え、対象となるプライバシー情報の性質や量、取扱主体の性質などが考慮されることになる。

これらを整理すると、プライバシー情報の性質や量、取扱主体の性質が、その企業において要求されるサイバーセキュリティの程度に影響を及ぼし、その結果、企業の損害賠償責任に影響を及ぼしているといえる。

#### (2) 個人情報保護法における安全管理措置

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）における、個人データに関する安全管理措置は、個人情報保護委員会の指導等の対象になるかについての判断基準であ

1 不法行為（民法709条）の検討において、対象がプライバシーとして保護されるかは、「権利侵害」の有無や損害額の算定の段階で問題とされることが多い。